

静岡市病院における専属の薬剤師の配置並びに人員及び施設の基準を定める条例の制定について

静岡市病院における専属の薬剤師の配置並びに人員及び施設の基準を定める条例を次のように定める。

平成28年2月10日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市病院における専属の薬剤師の配置並びに人員及び施設の基準を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第18条及び第21条第1項の規定に基づき、病院における専属の薬剤師の配置並びに人員及び施設の基準を定めるものとする。

(専属の薬剤師の配置の基準)

第2条 法第18条本文の規定により条例で定める病院における専属の薬剤師の配置の基準は、病院に専属の薬剤師を置くこととする。

(人員の基準)

第3条 法第21条第1項第1号の規定により条例で定める病院における従業者及びその員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を150をもって除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を70をもって除した数と外来患者に係る取扱処方箋の数を75をもって除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）
- (2) 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3をもって除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科

においてはそのうちの適當数を齒科衛生士とすることができる。

- (3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
 - (4) 栄養士 病床数100以上の病院にあっては、1
 - (5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適當数
 - (6) 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあっては、病院の実状に応じた適當数
- (施設の基準)

第4条 法第21条第1項第12号の規定により条例で定める病院の施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める構造設備を有することとする。

- (1) 消毒施設及び洗濯施設（法第15条の2の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。） 蒸気、ガス若しくは薬品を用い、又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならないこと（消毒施設を有する病院に限る。）
- (2) 談話室（療養病床を有する病院に限る。） 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならないこと。
- (3) 食堂（療養病床を有する病院に限る。） 内法による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。
- (4) 浴室（療養病床を有する病院に限る。） 身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(療養病床を有する病院の人員の基準に係る経過措置)
- 2 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則第53条の規定による届出をした病院に適用される看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数の基準は、この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間は、第3条第2号及び第3号の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を6をもって除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3をもって除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じた

ときは、その端数は1として計算する。)に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適當数を助産師とするものとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科^{くわう}においてはそのうちの適當数を歯科衛生士とすることができる。

(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1
(精神病床を有する病院の人員の基準に係る経過措置)

3 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年改正省令」という。)附則第20条に規定する病院に係る第3条第2号ただし書の規定の適用については、当分の間、同ただし書中「歯科衛生士」とあるのは、「歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を5をもって除した数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。)を精神病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。)から減じた数を看護補助者」と読み替えるものとする。

(療養病床を有する病院の談話室、食堂及び浴室に係る経過措置)

4 平成13年改正省令附則第22条の規定の適用を受ける病院については、第4条第2号から第4号までの規定は、適用しない。